

中期目標・中期計画（素案）

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

中期目標	中期計画
<p>(前文) 研究機構の基本的な目標</p> <p>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という）は、機構長のリーダーシップのもと、極域科学、情報学、統計数理、遺伝学についての中核的機関を設置し、全国の大学等の研究者コミュニティと連携して、世界水準の総合研究を推進するとともに、21世紀社会の重要な課題である生命、地球・環境、人間・社会など複雑な現象に関する問題を情報とシステムという視点から捉えなおすことによって、その解決を目指す。</p> <p>研究面では、各々の研究領域における我が国の中核的機関として、世界水準の先進的研究を推進するとともに、新たな研究パラダイムの構築と新分野の開拓を行う。また、多様なプロジェクト型研究活動を実施するため、幅広い人材を活用した研究体制を確保するとともに、その研究実施体制の検証と改革を進める。</p> <p>共同利用・共同研究に関しては、研究者コミュニティの要請に応じた共同利用・共同研究を実施するとともに、その実施体制について不断の見直しを行って国内外研究機関との連携を深化させる。また、学術研究基盤の大学等の研究者への提供や分野を超えた取組の推進により、学術の進展に寄与する。</p> <p>教育面では、総合研究大学院大学との一体的連係や他大学との組織的連携・協力によって高度な専門性を持ち、国際的に活躍できる若手研究者を育成する。</p> <p>社会貢献及びグローバル化においては、研究や共同利用の活動内容を社会・地域へ積極的に公開するとともに、研究成果の社会への還元に取り組む。また、国際研究拠点としての機能を強化するため、積極的な国際交流や多様な研究者の確保を行う。</p> <p>業務運営においては、機構長のリーダーシップのもと、機構の強みや特色を生かして戦略的かつ効率的な運営を行い、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築する。さらに、現在の枠組みにとらわれない体制整備や組織の再編等を行って新たな研究組織の整備や事務の効率化・合理化を進める。</p> <p>これらの基本的な役割を果たすために中期目標は以下のとおりとする。</p>	

◆ **中期目標の期間及び教育研究組織**

1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

2 大学共同利用機関

機構に、以下の大学共同利用機関を置く。

国立極地研究所

国立情報学研究所

統計数理研究所

国立遺伝学研究所

中期目標	中期目標 整理番号	中期計画	中期計画 整理番号
I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標 1 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標		I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
<p>生命，地球・環境，人間・社会などの複雑な現象を情報とシステムという視点から捉え，新たな研究パラダイムの構築及び新分野の開拓を行うとともに，各々の研究領域における我が国の中核的機関として，学術と社会の要請に基づいた世界水準の先進的研究を推進し，優れた研究成果を挙げる。あわせて，データと知識の共有と解析及びそれらの活用を目指した研究の発展に貢献する。</p>	1	<p>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という）は，極域科学，情報学，統計数理，遺伝学の各領域における中核的機関として，それぞれのミッションに沿った総合研究を推進する。また，機構の研究所等は連携して，生命科学，地球環境科学，人間・社会などに関連するデータと知識の共有・統合・解析・活用を目指した研究開発を推進するとともに社会の喫緊の課題に関連した応用研究を実施する。</p> <p>各領域の特記事項は以下のとおり。</p> <p>(国立極地研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国唯一の極域科学の総合研究機関として，極域科学に関わる大学等研究機関との連携協力，機関連携プロジェクトや国際共同観測・研究プロジェクトを主導しつつ，国際水準の観測・研究を実施する。 2 ・南極地域観測統合推進本部が推進する南極地域観測第 IX 期計画（平成 28 年度～平成 33 年度）において，学術コミュニティの動向や社会の要請を踏まえた年次計画を立案，実施し，得られたデータや試料を基に，地球システムや地球環境変動の解明及び将来予測を目指した先進的，学際的な研究を推進する。 3 ・北極域の環境保全と北極域を取り巻く我が国及び国際社会の諸政策の策定のため，北極評議会オブザーバ国である我が国の極域研究中核機関として，国際的 要請に応えつつ，大学等研究機関との連携協力によるオールジャパン体制での国際共同観測・研究プロジェクトを主導して，北極域で起きている地球システム変動の観測・研究を通じて現状を把握し，将来予測に貢献する。 4 <p>(国立情報学研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国唯一の情報学の総合研究機関として，情報学に関する基礎的な研究並びに学術情報基盤の先端的研究開発を行う。また，国際的な研究連携を推進し，情報学の研究拠点形成を進める。 5 ・情報技術が現代社会を支える基盤となっていることに鑑み，情報学に関わる喫緊の課題について戦略的に取り組む。特にサイバー空間における最重要課題となっている情報セキュリティについて，SINET 等の学術情報基盤の構築・運用から得た知見を活かして，研究開発や人材育成を行う。さらに，オープンサイエンスを推進するために，情報学研究の発展に資するデータセットの構築やソフトウェアの公開等を積極的に行う。 6 <p>(統計数理研究所)</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・所長のリーダーシップのもと、重点課題を扱う研究センターの設置や人材の配置を機動的に行う体制を強化する。また、産業界等との連携を通じて研究成果を社会にフィードバックできる仕組みを新たに構築する。 ・研究戦略室と企画課を中心に、Institutional Research（法人の運営に役立つ情報を提供する役割を担う機能をいう。以下「IR」と表記）・知的財産管理及び国際連携や研究活動の一層の活性化を図る。外部有識者や国際アドバイザリーボードの意見を反映して戦略的なテーマ設定を行うとともに、国際連携体制の活動評価と見直しを定期的に行い、国際研究拠点化を進める。 <p>(統計数理研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹研究系・NOE (Network Of Excellence) 型研究センターの二軸構造に、研究支援組織である統計科学技術センター、人材育成組織である統計思考院、IR・知的財産管理・広報機能を担当する URA ステーションを有機的に連動させ、研究力強化に結びつける体制を、運営企画本部が中心となって整備・運用するとともに、意思決定法の研究に求められる基盤の整備、さらに知の創造と還元の実現するため、制御・最適化・機械学習など要素技術の整備だけでなく、広範な分野における知の共有・水平展開のためのプラットフォームを構築する。 <p>(国立遺伝学研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代の遺伝学を牽引する若手の人材育成と新分野創成を同時に達成するために、新しい分野を開拓する意欲を持つ優れた若手 PI の養成組織である新分野創造センターを継続し、第3期中期目標期間内に新たに2人以上のテニュアトラック准教授を採用する。また、研究分野を先導し遺伝学の総合研究を推進するために平成30年度末までに研究系と研究センターの抜本的な組織改編を実施する。 	<p>1 6</p> <p>1 7</p> <p>1 8</p> <p>1 9</p>
<p>2 共同利用・共同研究に関する目標 (1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標</p>		<p>2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置 (1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>研究者コミュニティの要請に応じた共同利用・共同研究の実施によって、学術研究基盤を大学等の研究者へ提供し、我が国の研究水準の維持・向上に貢献する。また、データ駆動型の学術研究のための支援事業の推進及び学術情報基盤の提供により、我が国の学術コミュニティ全体の教育・研究力の強化・高度化を支えるとともに、産業界等も交えた共同利用・共同研究によって先端技術やサービスを社会へも波及させ、データサイエンス・オープンサイエンスの発展に貢献す</p>	<p>3</p>	<p>国内外の研究機関との連携を深化させ、国際的な共同研究拠点として、当該分野の学術研究の進展のみならず、異分野融合・新分野創成に向けた取組を行う。さらに、データサイエンスに関連する支援事業を推進し、大学等におけるデータ駆動型の学術研究の展開に貢献する。</p> <p>各領域の特記事項は以下のとおり。</p> <p>(国立極地研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極域研究による地球システム解明に向け、大学等研究機関との連携協力を推進し、社会的要請や研究者コミュニティのニーズを踏まえた機関連携プロジェクト及び国際共同観測・研究プロジェクトを立ち上げ、国際的な中核拠点として高度な研究、観測を主導する。 	<p>2 0</p> <p>2 1</p>

<p>る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・極域における観測基盤や国立極地研究所の保有する研究設備を使った共同研究や共同利用を通じて、国内外の研究者が幅広く参加する国際水準の共同研究を推進する。 <p>(国立情報学研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外を 100Gbps で結ぶ学術情報ネットワーク (SINET5) を、大学等の教育・研究を支援する共通基盤として整備・運用する。さらにクラウド環境や情報セキュリティ及び利用者認証環境なども合わせて提供することにより、大学の機能強化や連携にも貢献する。また、大学間や大学キャンパス間で情報を安全に転送するための仮想専用線網 (Virtual Private Network : VPN) の普及を進め、その構築数について、第3期中期目標期間終了時まで以前期比 40%増を目指す。 ・オープンサイエンスの動向や、オープンデータを含むデータ共有・公開技術の国際的展開を踏まえつつ、大学における共有・公開及びメタデータ整備を主導する。具体的には大学等の研究成果やデータ、コンテンツの保存・提供を促進するために、共用型機関リポジトリサービス (JAIRO Cloud) の機能を拡張し、JAIRO Cloud 参加数について第3期中期目標期間終了時まで以前期比 100 機関増を目指す。また、国公立大学図書館等との連携・協力のもとで、学術コンテンツに関する目録及び所在情報等に関するデータベース整備を継続・発展させる。 <p>(統計数理研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術コミュニティ並びに社会が求める多様な共同研究プロジェクトを加速する研究環境基盤及び研究支援機能を整備し、コミュニティ発展型・人材育成型の他、新たに国際連携型・計算基盤開発利用型の共同研究を組織的に推進する。 ・コミュニティ発展型の共同研究を推進するため公募型共同利用研究を実施し、特に時限的に実施する重点型研究については、重点テーマのもとで毎年度 15 件程度の共同研究を実施する。また、人材育成型の共同研究として、公募型人材育成事業や特別共同利用研究員・特任研究員・受託研究員等の制度を活用して、学術・社会的課題の解決にあたりとともに統計思考力を持った人材の育成を行う。特に公募型人材育成については年度当たり 5 件程度を実施する。 ・国際連携型の共同研究を推進するため、海外トップレベルの研究機関との頭脳循環に基づく研究プロジェクトを企画する。特に、Memorandum of Understanding (学術交流協定等の覚書をいう。以下「MOU」と表記) 締結機関との学術交流 (研究員の相互受入や研究集会の共催など) を毎年度 5 件程度実施する。また、統計数理研究所が保有する高度計算資源の活用に基づいた計算基盤開発利用型の共同研究として、企画による共同利用開発と公募による共同利用研究を合わせて、年度当たり 5 件程度実施する。 <p>(国立遺伝学研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA 配列データの国際連携による登録事業 (DDBJ 事業) をさらに発展させると 	<p>2 2</p> <p>2 3</p> <p>2 4</p> <p>2 5</p> <p>2 6</p> <p>2 7</p> <p>2 8</p>
-----------	--	--

		<p>ともに、これを活用するためのネットワークを通じたスーパーコンピュータの使いやすさを大きく向上させる。また、これらのデータを活用できる人材の育成のための講習会を開催する。これらによりデータベースとスーパーコンピュータの利用者数を第3期中期目標期間終了時までに対平成27年度比でそれぞれ10%増加させ、今後、生命科学で重要性が増す情報解析の普及、発展に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有用で高品質な生物遺伝資源（バイオリソース）の開発・収集・保存・提供を行う。提供可能な生物遺伝資源の保存数を前年度より増加させる。国内の生物遺伝資源の特性データ・ゲノム情報のデータバンク整備を進め、毎年1000件以上のリソースデータの拡充を行い、国内外からの利用数について前年度比1を上回るようにする。また、国内の遺伝資源事業の連携促進と調整を行い、生物多様性条約にかかわる名古屋議定書への大学等の対応を支援する。 ・先端ゲノミクス推進センターと生命情報研究センターが密接に協力し、国立遺伝学研究所が全国に提供する生物遺伝資源のゲノム知識情報化を推進するとともに、国内外におけるゲノム解読の中核拠点として共同利用・共同研究を進める。データ生産プロセスの見直しや、解析プログラムの改良等により、第3期中期目標期間内に対平成27年度比で配列データ生産解析能力について2倍程度の効率化を実現する。 <p>(データサイエンス共同利用基盤施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の研究組織とネットワークを構築することにより、生命科学、地球環境科学、人間・社会の領域を中心にデータ共有支援事業及びデータ解析支援事業を推進する。 ・国際連携・交流、研究者交流を推進するとともに、従来の分野を超えた取組を一層推進させるため、他機構との連携を見据えた文理融合プロジェクトを実施する。 	<p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p>
<p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標</p>		<p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>研究所の特性に応じて共同利用・共同研究体制を強化し、当該分野の国際的中核拠点としての機能を充実させ、国際競争力を高める。また、データの共有、解析、高度活用のための組織を設置して、支援事業、戦略プログラム及び人材育成を推進し、データサイエンスの国際研究拠点に発展させる。</p>	<p>4</p>	<p>国内外の大学等研究機関との学術交流を促進することにより関連機関との連携を強化し、各分野の特性に応じた研究基盤の提供や、幅広いデータや資試料等の共同利用を促進するための体制を整備する。また、機構に「データサイエンス共同利用基盤施設」を設置し、データサイエンスの支援事業や共同利用・共同研究を推進する。</p> <p>各領域における特記事項は以下のとおり。</p> <p>(国立極地研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極域科学の中核的機関として、北極域の観測拠点を従来の3か国（アイスランド、ノルウェー、米国）から5か国以上の国に展開するとともに、大学では保有できない最先端の特色ある研究設備・装置の運営体制を整備し、効率的な運 	<p>33</p> <p>34</p>

	<p>用を行うことにより、研究者の利用を促進し利用件数を第3期中期目標期間終了時まで前期比20%以上増大させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内・国際共同研究を推進し、研究者の交流・情報交換の場を提供する国際的頭脳循環ハブとしての機能を高めるため、当研究所が開催する「極域科学シンポジウム」等の国際シンポジウムを毎年2回以上開催するとともに、海外の研究機関への派遣研究者数や海外からの受入研究者数を前期と同等以上とする。さらに、国立極地研究所が公募し国立極地研究所の持つ研究設備や資試料を活用した共同研究を行うことのできる「一般共同研究」を毎年100件程度採択、国立極地研究所で資試料や研究設備を利用した研究をする際の経費を支援する「共同研究育成研究員」として毎年10人程度の他大学の大学院学生を受け入れる。 <p>(国立情報学研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> SINETをはじめとする学術情報基盤は、大学の機能強化を支え、大学における教育と学術研究に必須のインフラとなることから、大学との連携・協力をさらに密にし、共同利用促進の積極的な活動を推進する。このため、外部専門家を交えた検討組織を継続して運営するとともに、諸課題を適切に解決する作業組織を機動的に設置する。 セキュリティ強化やクラウド環境構築など、大学の機能強化にとって喫緊の課題を解決するため、研究戦略室と企画課の総合調整のもと、引き続き研究センターを中心に機動的に共同研究を進める。また、課題解決に向けた諸活動の一層の活性化を図るために、説明会、研修事業、フォーラム等を開催し、第3期中期目標期間終了時まで参加人数が前期比1を上回るようにする。 <p>(統計数理研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国唯一の統計数理分野の中核的機関として、異分野交流・文理融合のハブの役割を果たし、産官学との共同研究プロジェクトを支えていくため、高度計算資源及びデータ資源を整備・拡充し、また研究組織・体制を定期的に見直す。特にNOE(Network Of Excellence)型研究センターについては、平成28年度に改組、その後も3年程度毎に見直しを行う。 異分野交流、文理融合、新分野創成、さらには我が国のプレゼンスを強化するため、NOE(Network Of Excellence)型研究センターを中心とした国内外の産官学組織との学術交流を促進する。異分野融合の進展や効果を公正かつ適切に評価するための指標について、分野横断型である統計数理を活用した調査研究を実施し、この指標に基づく資源配分等を行うことにより、第3期中期目標期間における研究力強化に結びつける。 <p>(国立遺伝学研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> DDBJ事業において行われている日米欧の3極協力体制をさらに強化するとともに、国内にあっては、機構内のライフサイエンス統合データベースセンター(DBCLS)や機構外の生命科学データベース拠点と連携体制(アライアンス) 	<p>3 5</p> <p>3 6</p> <p>3 7</p> <p>3 8</p> <p>3 9</p> <p>4 0</p>
--	--	---

		<p>を構築する。これにより、より幅広い生命データと知識の共有・統合・解析の国際研究拠点に発展させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物遺伝資源委員会を継続して主宰し、関係省庁が管轄する生物遺伝資源事業の実施者を毎年1回以上召集して国内の関連事業の連携・調整の機能を果たす。先端ゲノミクス推進事業と国内外の関連事業実施機関との連携をより深め、ゲノム解析研究拠点ネットワークの中核的機関として機能する。 <p>(データサイエンス共同利用基盤施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命科学分野、地球環境分野、人間・社会分野を中心としてデータの共有・統合・解析・モデリング・知識獲得、及び知識の共有と活用のための支援事業を推進するため、ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) の移行と強化に加え、機構内組織の再編により2つ以上のセンターを設置する。 ・研究者交流、国際会議開催、MOU 締結等の海外交流事業を戦略的に推進して国際的研究ネットワークを形成し、国際研究拠点を構築する。また、データサイエンスの公募型共同利用を実施することにより、新たな共同研究支援体制の整備、運用を進める。 	4 1
		<ul style="list-style-type: none"> ・生命科学分野、地球環境分野、人間・社会分野を中心としてデータの共有・統合・解析・モデリング・知識獲得、及び知識の共有と活用のための支援事業を推進するため、ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) の移行と強化に加え、機構内組織の再編により2つ以上のセンターを設置する。 	4 2
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究者交流、国際会議開催、MOU 締結等の海外交流事業を戦略的に推進して国際的研究ネットワークを形成し、国際研究拠点を構築する。また、データサイエンスの公募型共同利用を実施することにより、新たな共同研究支援体制の整備、運用を進める。 	4 3
3 教育に関する目標		3 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 大学院等への教育協力に関する目標		(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置	
大学共同利用機関として、総合研究大学院大学との一体的関係や他大学との多様な連携・協力による教育活動を一層進め、高度な専門性を持ち、国際的に活躍できる研究者を育成する。	5	<ol style="list-style-type: none"> 1) 総合研究大学院大学との連携協定に基づき、各基盤機関の高度人材と優れた研究環境を生かして、高い専門性と広い視野並びに国際的通用性を兼備し、情報とシステムの観点から生命、地球・環境、人間・社会における新しい課題を発掘して解決する能力を有する人材を育成する。そのため、下記の基盤機関における特色ある最先端研究に根ざした教育を実施する。 国立極地研究所 (複合科学研究科極域科学専攻) 国立情報学研究所 (複合科学研究科情報学専攻) 統計数理研究所 (複合科学研究科統計科学専攻) 国立遺伝学研究所 (生命科学科遺伝学専攻) 2) 連携大学院制度や特別共同利用研究員制度等により大学院生を受け入れ、次世代の研究を担う人材の育成に貢献する。年間 70 人以上の大学院生を受け入れる。 3) 海外の大学との協定締結等による海外インターン制度を充実させ、人的多様性の高い共同教育研究環境を整備し、積極的に学生を海外から受け入れる。 	4 4
			4 5
			4 6
(2) 人材育成に関する目標		(2) 人材育成に関する目標を達成するための措置	
若手研究者等の育成を積極的に推進するとともに、国際的に活躍できる高度な専門家・技術者を育成す	6	<ol style="list-style-type: none"> 1) 総合研究大学院大学院生、連携大学院生及び留学生等に対する研究環境の充実、リサーチ・アシスタント (Research Assistant : 研究プロジェクト等の研究補助者として雇用される大学院生をいう。) 制度の確保及び研究発表の機会 	4 7

<p>る。</p>		<p>の提供等の支援を行う。</p> <p>2) 機構の優れた研究環境と共同研究や研究支援の場を活用して、データサイエンスの推進に貢献できる T 型・II 型の若手研究者や女性研究者を育成するとともに、データサイエンティストのキャリアパス形成に適した環境を整備する。 特に、統計数理研究所においては、統計思考力を持った人材の系統的養成に関する将来構想について、IR 機能を連動させながら、関連分野の有識者を交えた委員会等で検討する体制を整える。</p> <p>3) 研究所の研究・事業と関連した公開講座及び研修プログラム等を拡充するとともに、ソフトウェアに関する高度な専門家・技術者の育成活動に取り組む。ソフトウェア工学教育プログラムにおいては、第 3 期中期目標期間終了時までには 300 人以上の累計修了者を輩出する。</p> <p>4) 海外の連携研究拠点や研究フィールドに、若手研究者・大学院生を中期目標期間中に 170 人程度派遣し、国際的に活躍できる人材及び科学技術外交に貢献する人材を積極的に育成する。</p>	<p>4 8</p> <p>4 9</p> <p>5 0</p>
<p>4 社会との連携及び社会貢献に関する目標</p>		<p>4 社会との連携及び社会貢献に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>機構の活動内容を社会・地域へ積極的に公開・発信するとともに、産官学連携や技術移転の活性化等、研究成果の社会への還元に取り組む。</p>	<p>7</p>	<p>1) 機構の新しい研究成果や共同利用の活動内容を社会や地域に積極的に公開・発信するとともに、機構が所有する知的財産権に関する情報の積極的な提供や技術移転等により、産官学民の連携を活性化して研究成果等を社会へ還元する。</p> <p>2) 日本の諸政策との関連が深い南極条約及び北極評議会関連会合等の国際会議について、専門家派遣や会議の共催、運営支援を行うことによって、我が国の極域科学研究の優れた成果を活用・アピールし、国際社会における我が国のプレゼンスの向上に貢献する。</p>	<p>5 1</p> <p>5 2</p>
<p>5 その他の目標 (1) グローバル化に関する目標</p>		<p>5 その他の目標を達成するための措置 (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>国際研究拠点としての機能を強化するため、国際共同研究や国際シンポジウムを実施するとともに、研究者、学生の派遣・招へいによる国際交流の推進や多様な研究者の確保を図る。</p>	<p>8</p>	<p>1) 国際科学会議（ICSU）傘下の学術団体が計画する若しくは、二国間又は多国間で協定に基づいて計画する国際共同研究を積極的に推進する。</p> <p>2) 国際シンポジウムを毎年度開催するほか、世界第一線の研究者が集中討議するプログラムを年 10 回以上開催する。</p> <p>3) 日本の研究者コミュニティ全体のグローバル化を支援するために、独自に開発した科学英語教育プログラムの大学等への普及をめざした啓発活動や支援活動を行う。また、新たな技術や研究資源利用法を紹介する国際トレーニングコースや講習会等を年 2 回以上開催する。</p>	<p>5 3</p> <p>5 4</p> <p>5 5</p>

		4) 国際公募を実施し、待遇面等について柔軟な人事・給与システムを整えることにより、海外から多様な研究者を雇用する。	5 6
(2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標		(2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標を達成するための措置	
4 大学共同利用機関法人は、互いの適切な連携により、より高度な法人運営を推進する。	9	4 大学共同利用機関法人間の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議のもとで、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。	5 7
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標		II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
機構長のリーダーシップのもと、機構の強みや特色を生かした戦略的かつ効率的な運営を行い、教育、研究、共同利用、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制の構築や人事制度の改革を行う。	1 0	1) 機構の機能強化とガバナンスの強化を目的として機構長のもとに戦略企画本部を設置して IR 機能を強化し、研究戦略、共同利用戦略を相補動的に策定するとともに、外部有識者の助言を活用し、グローバル化の推進等、機構の経営戦略のさらなる改善を行う。	5 8
		2) 研究者の流動性を一層高めるために承継職員である教員に対して積極的に年俸制を適用し、第3期中期目標期間終了時において年俸制の適用割合を20%以上に引き上げる。また、多様性に富む共同利用・共同研究を促進する観点から、国内外の大学、研究所等との人事交流を促進するためクロスアポイントメント制度の適用を行う。	5 9
		3) 監事の機能を強化するため、組織運営やガバナンス体制に関する監査項目を充実させた監事監査計画を策定し、当該監査計画による監査結果を運営改善に反映させる。	6 0
		4) 効果的な法人運営を進めるため、リサーチ・アドミニストレーター (University Research Administrator: 研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材をいう。以下「URA」と表記) などの高度な専門性を有する者の活用や、女性研究者の積極的な採用により多様な人材を確保する。さらに、管理職等への女性登用の推進など、そのキャリアパスの確立の方策を講ずる。	6 1
2 教育研究組織の見直しに関する目標		2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
機構長のリーダーシップのもと、現在の枠組みにとらわれない体制整備や組織の再編等を行って新たな研究組織を整備する。	1 1	機構の機能強化、新たな学問領域の創成、研究者コミュニティの合意形成の観点から、戦略企画本部を設置して、教育研究組織の在り方等について不断の検討を行い、それらの方針を踏まえて、研究所において組織の見直しを行う。	6 2

3 事務等の効率化・合理化に関する目標		3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
事務局体制の強化を図るとともに、現在の枠組みにと らわれない事務の効率化・合理化を進める。	1 2	機構本部と研究所の管理事務組織の活性化と充実に留意しつつ、効果的な業務運 営を行うため組織改編を行うとともに、研修などによる職員の資質向上、国立大学 等との積極的な人事交流、適切な人事評価の実施、適材適所の人事配置を行うな ど、事務の効率化・合理化を推進する。	6 3
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標		Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標		1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増 加を図る。	1 3	URAを中心に各種公募情報の収集・提供、申請手続の支援などを実施することによ り、多様な収入源を確保する。	6 4
2 経費の抑制に関する目標		2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
研究、共同利用・共同研究等の活性化と充実に留意し つつ、当該業務及び管理支援業務の効果的な経費の効率 化を図る。	1 4	機構全体として取り組むべき経費節減に資する共通重点項目を財務分析などで明 らかにして、共同利用・共同研究等の業務及び管理支援業務にかかる経費の効果 的・効率的な予算執行を実施する。	6 5
3 資産の運用管理の改善に関する目標		3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
資産の効果的・効率的かつ安全な運用を図る。	1 5	1) 保有資産については、稼働状況を定期的に把握し、稼働状況が低下している 場合には原因分析及び対策を講じ、良好な状態に保ち、計画的な維持管理によ り長期間にわたり効果的な運用ができるように努める。 2) 資金繰り状況を定期的に把握し、運用可能資金の確保に努め、安全・計画的 な資金運用を行う。	6 6 6 7
Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標		Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 評価の充実に関する目標		1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
研究体制、共同利用・共同研究体制や業務運営体制を 適宜見直し、改善・強化するために自己点検、外部評価 等を充実する。	1 6	機構長のもとに戦略企画本部を設置して IR 機能を強化し、自己点検評価、外部 評価を実施するとともに国立大学法人評価委員会の評価等を活用し、業務運営の改 善に反映させる。	6 8
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標		2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	
機構の諸活動に関する情報の戦略的な広報を実施す る。	1 7	プレスリリース、ホームページ、出版物等を通じて、研究活動、研究成果に関す る情報を多様に国民に向けてアピールするなど、アウトリーチ活動を積極的に推進 するとともに、法人情報等についても内容に応じた最適な手段により発信する。特 に、海外へのプレスリリースを第3期中期目標期間終了時において前期比20%増と	6 9

		する。	
V その他業務運営に関する重要目標		V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備・活用等に関する目標		1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
キャンパスマスタープランの充実や既存施設の有効活用，計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行う。	1 8	施設マネジメント指針に基づき良好な研究環境の形成を目指して，キャンパスマスタープランを適宜見直すとともに，老朽・狭隘対応計画に向けた施設設備の整備・維持管理を実施する。 また，データサイエンスの支援事業や共同利用・共同研究を推進するため，戦略的な共有スペースの確保により，データサイエンス共同利用基盤施設の整備を行う。	7 0
2 安全管理に関する目標		2 安全管理に関する目標を達成するための措置	
1) 教職員等の健康・安全管理，事故防止に取り組むとともに環境保全を図る。	1 9	1) 発生が予想される首都圏直下型地震などに対応するため，総合防災訓練，食料・飲料水の備蓄などを実施する。	7 1
2) 機構が保有する情報資産の安全性及び信頼性を確保する。	2 0	2) 安全で快適な労働環境，職場環境を実現するため，危険物の安全管理，安全衛生管理，マニュアルの整備，訓練等を実施する。	7 2
		3) サイバーセキュリティ基本法を踏まえ必要に応じて情報セキュリティ対策を見直し，PDCA サイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって，業務を継続的に改善することをいう。）実施を継続するとともに脆弱性への対応を強化する等，情報セキュリティ対策の実施を徹底する。	7 3
		4) 社会における喫緊の課題であるサイバーセキュリティの研究センターを国立情報学研究所に設置し，学術情報基盤の構築と運用から得た知見を活かした研究開発や人材育成により，サイバー空間における大学全体の学術情報基盤の強化，大学運営の効率化に貢献する。	7 4
3 法令遵守等に関する目標		3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	
関係法令等の遵守・徹底を図るとともに，研究活動における不正行為及び研究不正を防止するため，倫理教育を充実させるなど，適正な法人運営を推進する。	2 1	適正な法人運営について職員の意識を向上させ，関係法令及び機構の諸規程等や各種ガイドラインを含む法令遵守等を徹底する。 また，研究活動における不正行為及び研究不正を防止するため，研究活動，公的研究費に関する研修等の倫理教育を毎年度行う。	7 5